

受付番号 第 号
2013年11月27日
時 分

山県市議会議員 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号1番 答弁者 副市長

質問事項 グランドルールと公共施設の合併浄化槽の下水未接続問題

《質問要旨》

私が議員になったころ、つまり20年ほど前のことだが当時の高富町は、高富・富岡地区の下水整備計画として、「300億円の経費、30年で下水整備完了」という案を作っていた。私は、家庭排水処理は個人別の合併浄化槽が経済的で、広域の公共下水は多額の経費が大幅に高くなるから望ましくないとの主張を続けた。その他、住民の皆さんの意見もあった。結局、町は、約1000万円の計画変更の委託費を用いて「170億円の経費、15年で下水整備完了」と事業規模を縮小し、かつ、早期完成の計画に修正した。そして10年前の2003（H15）年に事業をスタートさせ、あと5年で完了する。

市は、公共下水の管路工事が完了した地域の順に、該当エリアの市民には、「供用開始から3年以内に下水へ接続すること」を求めている。経済的に苦しい世帯も、高齢世帯も例外なく求めている。しかし、接続率が悪く（直近データで約35%）、下水利用が遅れていることはそのまま市の下水建設費財政負担の軽減を遅らせることに直結している。

ところで、伊自良や梅原、桜尾、大桑などの「農業集落排水」のエリアの公共施設の浄化槽は、基本的に集合処理施設に接続している。他方で、高富、富岡の「公共下水道エリア」においては、公共施設の浄化槽は16件あるが、うち10件は未接続である。この未接続10件のうち9件は、地域の下水供用開始後「4年から6年」も経過している。しかも、今後の接続予定は「未定」で、接続計画すらない。

この公共施設の浄化槽の下水未接続問題は、他の自治体の多くにも共通している。県内では、いわゆる「グランドルール」という理解しにくい協定が根底にあるともいわれる。この問題は、どこの自治体職員も触れたくない問題だともされている。私も、今回、初めて「協定」を情報公開請求で取得した。書類などの中を見て、簡潔に言えば、業者の仕事の確保を法律が定めていることで、相応量（金額）の業務を委託する約束だと私は受け止めた。

ともかく、公共施設の浄化槽の下水未接続問題については、今後市がすべきことを論理的に考えれば、（1）市の公共施設を直ちに接続し、市民にも同様に接続を求めることか、（2）市は未接続のままを継続して市民にも「3年以内の接続」を求めないことしか、整合性がない。

そこで、全国最大規模の不法投棄といわれていた「岐阜市の『善商』事件」の後始末という修羅場を岐阜市の部長としてつとめられ、県の市長会事務局長という立場で県内の自治体の状況にも詳しい副市長に問う。

1. 合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）は全国の自治体に網をかけている。

グランドルールや合理化協定とはどのようなことか、簡潔に概要説明を求める。合特法とグランドルールとの関係はどういうものか。

2. 山県市の合理化協定の概要はどのようなか。合特法に基づく山県市の方針はどのように、具体的に施策は何がなされているか。

その場合の、基礎・原点・出発点となる年間の仕事量はどれだけだったか（金額）。

以後、年度ごとの経費や単価などはどのように設定しているのか。

あと5年後（プラス3年）程度に来る「下水供用完了時」の姿、つまり委託関係がおおむね固定的になった時の年間の仕事量はどれだけとみるのか（金額）。

3. 合特法は、「下水道法の例外として公共施設の合併浄化槽は温存して良い」、旨は定めていない。しかし、山県市は、公共施設の合併浄化槽は温存していて管理等の委託業務を継続することで対処してわけで、合特法が求める事業誘導とか職種転換とかの概念が実行されていないと見るが、市は実行していない理由をどう釈明するのか。

4. 協定に基づく市の発注する業務の積算における「労務費つまり人件費」の日単価はいくらか。

比較として、市の他の作業的業務の場合の日単価はいくらか。

5. 下水道法（昭和33年法律第79号）は、第10条において、「公共下水道の供用が開始された場合、**遅滞なく**、下水を公共下水道に流入させる排水管を設置しなければならない。」とし、第11条の3において、「公示された下水の処理を開始すべき日から**3年以内に**、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る）に改造しなければならない。」としている。

「遅滞なく」の意味について、北海道庁の解説では、「法令用語としての『遅滞なく』は、正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに行わなければならない」である。つまり、供用開始されたら、遅滞なく接続しなければならず、どう緩く見ても許容は3年が限度と解釈するしかない。

山県市が公共施設について、下水供用開始エリアになって3年を経過しても市の合併浄化槽を下水に接続していない事実は、下水道法10条（関連して11条の3）に反する違法な事実だと私は考えるし、事情をよく知る他の議員も同様のことを言っている。

市は、未接続の現状は下水道法10条（関連して11条の3）に違反すると考えるのか、それとも適法と考えているのか。

6. 未接続の9つの合併浄化槽施設の年間の維持費は約990万円、下水に接続したときの下水使用料予測は約530万円である。よって、明らかに、未接続によって、毎年約460万円もの損害が市に発生していることになる。下水は半永久だから、10年なら約5000万円の損害だ。

損害が明らかである以上、地方自治法の住民監査請求、つまり同法242条1項の「財産の管理を怠る事実を改め」に該当し、下水道法10条及び11条違反は、地方自治法の住民訴訟、つまり同法242条の2の1項の3号「当該怠る事実の違法」であることが裁判所で認定・確認されると私は考える。

市は、住民監査請求、住民訴訟で勝算ありと考えるのか、否か。

7. 災害時のためには、避難所となりうるところは、管路が破断等する恐れがある下水道より、合併浄化槽がいいという意見がある。

だとするなら、緊急時のために、下水地域では、公共施設の合併浄化槽はもちろん、個人の施設も今のままで、公共下水等に接続しなくてよい、ということになる。

市は、公共施設と個人と異なる論理を主張するのか、それとも、同様の論理で行くのか。

それとも、明確に政策転換して、避難所指定の公共施設の合併浄化槽だけは、特別に接続不要との例外の許可を出す（下水道法10条1項ただし書）、ということにするのか。

以上

公共下水道事業公共施設下水道接続状況(平成25年3月末現在)					／ 市のデータを寺町が編集				
所 管 課	合併処理浄化槽			平成24年度 維持管理費(千円)	供用開始年度	供用開始後の経過年数	当該エリア接続率(%)	接続後の経費の概算見込み年使用料(千円)	接続(予定)時期
	施 設 名	人槽	接続状況						
総務課	山口市庁舎	775	×	4,655	H20	6	29.0	1,832	未定
	げんき広場NO1(西)	96	×	庁舎に含	H20	6	29.0	63	未定
	山口市有線テレビ局	38	×	353	H21	5	39.8	44	未定
福祉課	美里会館	20	×	193	H22	4	23.9	74	未定
	子どもげんきはうす	50	×	622	H22	4	23.9	50	未定
建設課	げんき広場NO2(東)	96	×	761	H20	6	29.0	庁舎に含	未定
	共和町いこい広場	96	×	761	H20	6	29.0	25	未定
学校教育課	高富中学校 (165人槽)	▲	×	▲	H25	▲	-	▲	未定
	高富小学校	213	×	1,272	H22	4	23.9	1,866	未定
	富岡小学校	210	×	1,243	H22	4	23.9	1,315	未定
合計		1594		9,860				5,269	

下水道法（昭和33年法律第79号） <http://www.houko.com/00/01/S33/079.HTM>

★（排水設備の設置等）第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、**遅滞なく**、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

★（水洗便所への改造義務等）第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について・・・の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から**3年以内に**、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

※合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）

朝日新聞「キーワード」の解説（2011-01-22 朝刊 3社会） <http://kotobank.jp/word/%E5%90%88%E7%89%B9%E6%B3%95>

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の略称。下水道の整備により仕事を失うくみ取りなどの業者に、代わりの公共事業の受注や金銭補償、職種転換のための職業訓練支援などの便宜を図ることを自治体に許可した法律。経営難で業者が撤退することで、下水道に接続されていない市民の生活に支障がでるのを防ぐため1975年に施行された。